

令和7年度 第10回加東市農業委員会総会（1月定例会）議事録

開催日時	令和8年1月20日（火）午後3時00分～午後3時45分			
開催場所	加東市役所2階 201会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見 秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：－ 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小藪富也
欠席委員	7：井上 弘 ①：村上雅信			
議事録署名委員	1：岸本敏弘 2：藤原準一郎			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
 

第50号議案	農地法第3条の規定による許可について	6件
第51号議案	非農地証明願いの承認について	8件
第52号議案	農地法施行規則第29条（200㎡未満）の規定による確認について	2件
第53号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	14件
第54号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に関する意見について	1件
第55号議案	加東市地域計画に関する意見について	3件
- 5 報告
 

報告第16号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第17号	農地の貸借の合意解約通知について	1件
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年度第 10 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 14 番 田尻農業委員、15 番 藤浦農業委員、3 番 黒石推進委員、ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしく申し上げます。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、1 番 岸本農業委員、2 番 藤原農業委員を指名しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 50 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は、譲受人が所有する農地に隣接し、一体的に利用されます。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 2、譲渡人は、令和 6 年に当該申請地と空き家を購入し、耕作を続けていましたが、諸事情により地元に戻り、暮らすこととなったため、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、譲渡人の住宅も併せて取得し、申請地では季節野菜の作付けを予定しております。必要な農機具を所有し、農業経験も約 5 年あることから耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、申請地に隣接する空き家も併せて取得し、水稻と野菜の作付けを予定しております。農業経験はございませんが、以前から農業に興味があり、この機会に農業に取り組みたいと考えておられます。必要な農機具の一部は所有し、トラクターなど大型の農機具は、営農組合から借りる予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 5、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、父と一緒に農作業に約 10 年従事し、今後は独立して農業に取り組むことを考えておられます。申請地では、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は父所有のものを共同で利用することから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 6、譲渡人は、譲受人に対して利用権設定を行っておりますが、農地法による貸借へ切り替えるため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 60 年あることから、耕作は可能であると見</p>

	<p>込まれます。</p> <p>以上の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第50号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第50号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第51号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、申請地は、農地パトロールにおいて、山林による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域内で、土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>番号2、申請地は、昭和48年頃から農業用倉庫の状態です。現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明し、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号3、申請地は、昭和60年頃から庭の状態です。現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明し、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため意見はございません。</p> <p>番号4、申請地は、昭和60年頃から鶏舎及び駐車場の状態です。現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明し、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため意見はございません。</p> <p>番号5、番号6、番号7、番号8は内容が重複するため、一括して説明いたします。申請地は、農地パトロールにおいて、山林、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>以上の申請については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	本件については、現地調査を行っています。
	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	<p>番号1、番号5、番号6、番号7、番号8は、農地パトロールにおいて、非農地と判断された土地であり、現地の状況は山林又は原野でした。よって、非農地証明することについて特に問題はないと思われま。</p> <p>番号2の現地の状況は農業用倉庫、番号3の現地の状況は庭、番号4の現地の状況は鶏舎及び駐車場でした。これらの現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が20年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することに</p>

議長	ついて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
各委員	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
議長	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 51 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 51 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 52 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 ㎡未満）の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	本件は、200 ㎡未満の農業用施設の転用のための届出となります。 番号 1、申請地は、昭和 35 年以前より農業用倉庫の状態まで現在に至っていますが、農地の一部を 200 ㎡未満の農業用倉庫に転用していることから、29 条の届出として受付しました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、農業用倉庫は転用することができる施設に該当しております。土地改良区については該当地区ではないため意見はございません。 番号 2、届出者は、農業経営の規模拡大にあたり、農業用倉庫が必要となったため届出をされました。管理及び防犯の観点から、自宅に隣接した申請地に建築する計画としていますが、建築基準法上の接道要件を満たす必要があるため、通路も併せて設置する計画となっています。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用の計画が 200 ㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。
現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号 1 の現地の状況は農業用倉庫でした。すでに農業用倉庫が建っていますが、申請者が農業を行うにあたって必要な施設であり、また、現地の状況から見て、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないことを確認しています。 番号 2 の現地の状況は田でした。畦より内側の箇所を造成し、農業用倉庫及び進入路を施工するため、土砂が流出するおそれはないと思われます。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 52 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 52 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長	第 53 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 5 件、7 筆、3,973 m <sup>2</sup> 、使用貸借権 9 件、20 筆、30,779 m <sup>2</sup> に農地中間管理権が設定され、2 月 26 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 53 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 54 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	番号 1、本件は、分家住宅の建築に係る除外の申出となります。事業者は、家族 4 人で市外の賃貸住宅に居住されていますが、子どもが成長するにつれて、現在の住まいでは手狭になってきたこと、実家には両親のほかにも 2 人の姉も暮らしており、新たに 4 人分の居住スペース及びプライベートの確保が難しいことから、実家の近くで分家住宅を建築することとしました。実家は水稻農家であり、繁忙期には家族で農作業の手伝いをしており、将来は実家の農地を引き継ぐ予定です。また、両親は高齢であり、実家から近い距離で今後両親をサポートしつつ、ときには子どもを見守ってもらいたいという思いから、徒歩圏内である実家から半径 200 メートルの範囲で用地選定を行いましたが、申出地以外に住宅建築が可能な適当な土地がないため、当該申出地の除外を申出されました。当該事業には、必要性、緊急性、確実性が認められ、除外要件を満たし、周辺農地への影響も軽微なことから、除外はやむを得ないものと判断しました。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 54 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 55 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として山国地区、高岡地区、変更の策定として少分谷地区の地域計画について説明いたします。 山国地区は、12 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、60 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 高岡地区は、6 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、47 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。

	<p>少分谷地区は、転用予定の農地を集積・集約の対象としない農地に変更します。</p> <p>次に、先月の総会で質問のあった、地域計画本文の「区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計」と「区域内における 75 才以上の農業者の農地面積の合計」は重複しているのかとの問いについて回答いたします。「区域内における 75 才以上の農業者の農地面積の合計」は「区域内の農用地等面積」に含まれており、また、「区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計」と重複している部分もございます。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	地域計画に「区域内における 75 才以上の農業者の農地面積の合計」を記載する意味を確認したい。
農政課	地域の実情を示す参考データであり、国の指針に基づき作成しています。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 55 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 55 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 16 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、建売分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 6 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 17 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、解約後、中間管理へ移行されます。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	<p>以下について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加東市農地貸借の状況（令和 7 年 1 月～12 月）について</li> <li>・令和 8 年度加東市農業委員会総会開催日程について</li> <li>・農業委員会手帳の配付について</li> </ul>
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 7 年度第 10 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

---

議事録署名委員 岸本 敏弘

---

議事録署名委員 藤原 準一郎

---